令和5年度第9回　山口市農業委員会総会議事録

1　日　時　　令和5年12月13日（水）午前9時30分～午後12時25分

2　場　所　　山口市不燃物中間処理センター　2階　会議室

3　出席者　（1）出席委員（農業委員24名中17名）

荒瀬　澄枝、伊藤　三枝子、伊藤　良一、上田　正士、小野　基之、
片山　潤之、賀屋　忠之、神田　一夫、重國　誠司、恒冨　竹司、
徳田　文雄、中川　惠美子、原田　好子、藤村　守、藤原　敏郎、
安田　敏男、安野　正純

（2）欠席委員（7名）

伊藤　良雄、井上　浩一郎、海地　博志、長尾　誠大、山根　伊都子、
山根　良男、吉冨　崇子

（3）事務局

森原参事・藤田主幹・久保主幹・多田主幹・小倉主事

（4）会議傍聴人

4　会議　　（1）議事録署名委員指名

（2）議案審議

（3）その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席17名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

重國　誠司（しげくに　せいじ）委員　及び、

中川　惠美子（なかがわ　えみこ）委員　にお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、上小鯖、使用貸借です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く、農地所有適格法人です。

利用権を設定して耕作し、設定期間内に収穫することができなかった耕作物を収穫するために、申請地を借り受けるものです。

借受後の経営規模は1，176アールとなります。

議案第2号、下小鯖、使用貸借です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く、農地所有適格法人です。

利用権を設定して耕作し、設定期間内に収穫することができなかった耕作物を収穫するために、申請地を借り受けるものです。

借受後の経営規模は1，161アールとなります。

議案第3号、下小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第4号、朝倉町、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は6アールとなります。

議案第5号、神田町、朝倉町、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は27アールとなります。

議案第6号、黒川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第7号、吉田、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第8号、名田島、有償移転です。
申請人は、市内に主たる事務所を置く、農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は115アールとなります。

議案第9号、秋穂東、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は103アールとなります。

議案第10号、嘉川です。
申請人は、愛媛県今治市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。
自社所有の、二つの太陽光発電設備を接続する、空中配線を行うために、電線の下部にあたる申請地に地役権を設定するものです。
なお、農地法第3条による地役権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場

合に認められるものです。

議案第11号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第12号につきましては、現地調査において、耕作に必要な農機具や車両の進入が困難ではないかという意見があり、事務局から申請代理人に確認を求めていましたが、地区協議会までに明確な回答がなく、譲受人が申請地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められるかの審議ができなかったため、保留といたします。
なお、本総会において、この農地での営農を前提とした営農型太陽光発電の設置に関する議案第14号、及び議案第38号が提出されておりますが、議案第12号が保留になったことに伴い、当該議案についても審議保留となります。

議案第13号、阿知須、有償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は10アールとなります。

議案第14号につきましては、先程御説明いたしましたとおり、保留といたします。

議案第15号、徳地柚木、有償移転です。
申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は204アールとなります。

議案第16号、徳地伊賀地です。
申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。
この事案につきましては、令和5年9月28日付けで営農型太陽光発電設備を目的とした、農地法第3条の区分地上権設定の許可を受けましたが、パネルの位置変更にあたり、設置する土地が3筆から2筆に減少したため、当初の許可を取り消し、改めて当該農地に区分地上権を設定するものです。
なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周

辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定ですので、許可日及び権利を設定する期間は、支柱に係る一時転用期間と同一となります。

議案第17号、阿東嘉年下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は39アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。 御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案第10号について、太陽光事業者が地役権を設定するというのは、どういうことですか。

事務局

参考位置図10ページをご確認ください。許可済みの太陽光発電施設が、深野さん宅を挟んで北と南にあります。この二つを接続する空中配線を行いたいが、その間に農地として申請地があるため、このたび地役権を設定するものです。

B委員

今回、区分地上権と地役権があるので、違いを説明していただけませんか。

事務局

簡単に説明しますと、区分地上権は、その土地を利用したい時に設定するものです。今回ですと、営農型太陽光のパネルを設置するために土地を利用するので、区分地上権を設定するものです。地役権は、その土地を利用しないけども、その上空などに権利を設定する必要がある時に設定するものです。今回ですと、農地の上に配線を設置するので、何かあった時に、空中には権利が設定してありますよ、と太陽光事業者が権利を主張するために権利を設定するものです。

会長

他に意見はございませんか。ないようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、議案第12号、議案第14号を除き、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、折本二丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。
なお、申請地は、平成25年以降に農地法の許可を得ることなく、駐車場として整備されたものですが、申請人からは、今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第19号、平井、用途地域内の第3種農地の、道路を拡幅するものです。

議案第20号、平井、用途地域内の第3種農地の、道路を拡幅するものです。

議案第21号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、アパート入居者用駐車場を増設するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。 御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

意見等ないようでしたら、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案16ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第22号、仁保下郷、集団的に存在する第1種農地で、近接地に新設する食品倉庫の搬入路を確保するために、既存倉庫及び駐車場等を移設するものです。

なお、この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要となる施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第23号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第24号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第25号、宮野下、用途地域内の第3種農地を、既設農業用ポンプ小屋の管理用地として利用するものです。

議案第26号、折本二丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第27号、湯田温泉六丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第28号につきましては、議案第47号において事業計画変更が同時に提出されていますので、併せて御説明いたします。

議案第28号、及び議案第47号、旭通り二丁目、用途地域内の第3種農地です。

申請地は昭和50年6月30日付で、貸駐車場を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、他の駐車場整備などの状況により需要がなくなったことから、事業を承継して目的を宅地分譲に変更するものです。

議案第29号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第31号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、朝田、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、矢原、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第35号、矢原、用途地域内の第3種農地に、貸事業用地を整備するものです。

議案第36号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第37号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地を、工事用通路として利用するものです。
なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和6年12月31日までに、現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第38号につきましては、農地法第3条、議案第12号において御説明いたしましたとおり、保留といたします。

議案第39号につきましては、議案第52号の内容が関連しますので、併せて御説明いたします。

議案第39号、阿知須、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、令和5年2月20日付で、宅地分譲を目的とした農地法第5条の許可を受けている隣接地に整備予定の道路に接続する形で、道路を整備する計画としています。

そのため、当該隣接地の土地利用計画における宅地並びに道路の面積が一部変更となりますとともに、一体利用地の面積も変更となりますことから、議案第59号において、計画の変更を行うものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第40号、阿知須、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、自己用住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第41号、徳地堀、公共施設から近距離の地域にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第42号、徳地堀、公共施設から近距離の地域にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第43号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地に、資材搬入路を整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、申請人からは令和6年3月31日までに、現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第44号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地に、隣接地に営農型太陽光発電設備を設置するための、資材搬入路を整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、申請人からは令和6年5月31日までに、現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第43号については、私が利害関係者に当たります。この場を退席し、議長を職務代理に交代しますので、まずは議案第43号の審議をお願いします。

（会長退席）

職務代理者

それでは、議案第43号について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで、補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

職務代理者

意見等ないようでしたら、以上で、議案第43号に係る議案審議を終わり、採決に入ります。

只今審議しました議案第43号について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

職務代理者

全員挙手と認め、只今審議しました議案第43号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議事につきましては、会長に議長を交代いたします。

会長の入室をお願いいたします。

（会長入場）

会長

それでは、議案第43号を除く、農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

恒冨C委員

議案第28号と議案第47号は、変更だけなら一つで良いのではないですか。

事務局

議案第28号と議案第47号について、場所が一緒なのに二つ出ていることについてですが、申請地は元々昭和50年6月に貸駐車場を目的として、農地法第5条の許可を受けていましたが、周辺の駐車場の整備状況の結果、需要がなくなったので、別の事業者が宅地分譲を目的とした、事業承継をすることになったという経緯があります。そのため、当初許可を受けた者から事業承継し、かつ目的を貸駐車場から宅地分譲に変更するという承認を議案第47号で、宅地分譲を目的とした農地転用が、農地法上適正かを、議案第28号

で審議するために二つになっています。つまり、転用する事業者が変わっているのと、転用の目的が変わっているので変更だけでなく、宅地分譲の中身も審議する必要がありましたので、場所が一つですが、議案が二つになっているものです。

委員

こういう手続きを踏まないといけないんですか。

事務局

当初は貸駐車場で許可を得ていたものが、宅地分譲という別の転用目的になり、事業者も変更することになったため、申請書の添付書類も全部変わりますので、農地法上適正かを判断するために、あらためて5条の申請を出してもらうこととなりますが、まず計画変更の理由が認められるものかというのと、変更した後の目的が適正かの二つを審議する必要があります。

委員

事業計画変更だけで良いのかどうか、決まっているんですか。

事務局

例えば最近ですと、営農型太陽光のレイアウトを変更するものがありましたが、同一事業で同一事業者が同じ目的で、支柱の面積を変更する申請内容でしたので、事業計画変更だけを審議しました。これが人が変わる、目的が変わるとなると、新しい目的に対して、農業委員会で審議をしていませんので、こういう場合は5条の申請が追加されることとなります。

会長

昭和50年の時に転用の許可を得たのに、完了届を出されていなかったということですか。

事務局

事業が完了していれば、農地ではないので農地法上の規制はありませんが、今回は完了していなかった、駐車場として申請したけれども、駐車場としての利用もせず、何もせず

にいたところ、宅地分譲にしたいという話が出たという経緯だと思います。転用が完了していれば、駐車場から宅地にすることについて、農業委員会で農地法上申請が必要ということはありませんが、今回は駐車場の必要性がなくなり、そのまま宅地にしたいということですのでこのような手続きになりました。

会長

他に意見はございませんか。ないようでしたら、以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、議案第38号を除き、一括して採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち、議案第22号、議案第24号、議案第40号、議案第44号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 28 ページをお開きください。合わせて、参考位置図 40 ページを御覧ください。

議案第45号、仁保下郷、集団的に存在する第1種農地です。
申請人は、市内に本店を有し、食品製造加工業を営む法人です。
申請地は令和5年2月28日付けで食品倉庫を目的とした、農地法第5条の許可を受けましたが、許可後の施設利用計画の検討を行う中で、従業員や配送業者の安全及び利便性を確保するため、建物の規模と施設レイアウトの見直しを行う必要が生じたことから、申請地の施設概要を変更するものです。

議案第46号、赤妻町、用途地域内にある第3種農地です。

申請地は当初、山口市へ転勤する予定であったため、昭和58年10月7日付けで自己用住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、その転勤がなくなり、転居の必要性がなくなったことから、事業目的を変更し、貸駐車場を整備するものです。

議案第47号につきましては、関連する農地法第5条議案第28号と併せて説明しましたので、省略いたします。

議案第48号、嘉川、集団的に存在する第1種農地です。

この事案につきましては、令和5年7月28日付で、営農型太陽光発電設備の転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、申請地及び周辺農地への今後の獣害発生状況によっては、フェンスを設置する可能性が生じました。パネルの位置変更に当たり、パネルとパワーコンディショナーを繋ぐ柱が増えたため、転用面積を変更し、合わせて工事期間の延長をするものです。

議案第49号、阿知須、農地区域内の農地です。

この事案につきましては、令和5年9月28日付で、営農型太陽光発電設備の転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、申請地及び周辺農地への今後の獣害発生状況によっては、フェンスを設置する可能性が生じました。そこでレイアウトの配置を再検討した結果、工事期間を延長するものです。

議案第50号、阿知須、農用地区域内の農地です。

この事案につきましては、令和5年9月28日付で、営農型太陽光発電設備の転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、申請地及び周辺農地への今後の獣害発生状況によっては、フェンスを設置する可能性が生じました。そこでフェンスを設置する場合を想定したレイアウトの変更を行ったところ、パネル設置面積及び杭の本数が減少したため、転用面積を変更し、合わせて工事期間の延長をするものです。

議案第51号、阿知須、農用地区域内の農地です。

この事案につきましては、令和5年9月28日付で、営農型太陽光発電設備の転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、申請地及び周辺農地への今後の獣害発

生状況によっては、フェンスの設置する可能性が生じました。そこでフェンスを設置する場合を想定したレイアウトの変更を行ったところ、パネル設置面積及び杭の本数が増加したため、転用面積を変更し、合わせて工事期間の延長をするものです。

議案第52号につきましては、関連する農地法第5条議案第39号と併せて説明しましたので、省略いたします。

議案第53号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地です。

この事案につきましては、令和5年9月28日付けで営農型太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、下部で営農を行う・・・から、営農計画変更の申出があり、パネルの位置を変更したことに伴い、支柱の本数が減少したため、転用面積を変更するとともに、パネル搬入のための進入路が別途必要となり、農地転用許可を受ける必要が生じたことから、合わせて工事期間を延長するものです。

議案第54号、徳地船路、農用地区域内の農地です。

この事案につきましては、令和5年9月28日付けで営農型太陽光発電設備を目的とした農地法第５条の許可を受けましたが、申請地及び周辺農地への今後の獣害発生状況によっては、フェンスを設置する可能性が生じたことから、レイアウトの変更を行ったところ、支柱の本数が増加したため、転用面積の変更を行うとともに、工事期間を延長するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区、中央地区、川西地区及び徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補

足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

意見等ないようでしたら、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更のうち、議案第46号、議案第47号については、「承認相当」で山口県に進達し、議案第48号、議案第51号、議案第54号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「承認」とし、その他については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。
議案第55号、農用地利用集積計画について説明いたします。
地区協議会において、協議していただいたとおり、
合計422筆　468，542㎡でございます。
計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いしま

す。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案36ページをお開きください。

議案第56号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおり、合計345筆341，960．8㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。 御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案37ページをお開きください。合わせて、参考位置図51ページを御覧ください。

議案第57号から議案第59号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、川東地区1件、徳地地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

いずれも、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成す

る農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。12月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見等なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、その他の事項として、・・・の件について、本日保留となりましたけども、これまでの申請の内容を資料としてお配りしています。これを踏まえまして、今後のことについてご審議をしていただけたらと思います。事務局の方、説明をお願いします。

事務局

・・・の農地法第3条第2項各号の要件について、という資料を本日お配りしております。

今年度に入ってから、東京都青梅市に本社を構える農地所有適格法人、・・・が、営農のために農地の取得を続けていますが、少なくとも先月末時点ではすべての農地で耕作されていない状態です。

こうした中、今回川西地区において新たな申請が一件なされました。本申請については一旦審議保留となりましたが、早ければ来月にも農地法第3条に係る許可の審議することとなります。

・・・に関しては、これまでもその営農計画等について懸念が示されてきました。総会での御意見は様々ございますが、特に疑問視されているのは、

①現在許可を受けている農地の全てを耕作するだけの営農能力を有しているか

②低木である榊の栽培が、周辺農地の効率的な営農に支障を与えないか

の二点です。

このうち、周辺農地の効率的な営農への支障については、地区協で審議できる事項ですが、許可を受けている農地の全部耕作要件については、その取得農地が全市に広がっていることから、地区協議会だけでの判断は困難であり、総会での十分な審議が必要となります。

今回の申請は、上部の営農型太陽光発電事業と一体の事業組み立てとなっていますが、彩の榊は農業者であり、無尽蔵な農地拡大により法人が疲弊してしまう、という事態は、農業委員会としても避けるべきと考えます。

本来、・・・が自身の営農能力を踏まえて申請を行うべきだとは思いますが、農業委員会としても一定程度の基準や方針で不許可の判断を行うことは、農地だけでなく、・・・を含めた農業者を守ることにもつながると考えます。

例えば、これまでの総会で提案された「許可を受けた農地のいくつかで耕作が開始されてから、新たな許可をしても良いのではないか」「・・・に出席してもらい、営農計画について説明を受けて判断する」といったものや、山口支店にこれだけの準備がなされるまでは許可しない、というような方針があれば、委員の皆様、そして各地区協議会での審議も進めやすいのではないか、と考えます。

いずれにいたしましても、今後提出される申請につきましては、こうしたことを踏まえながら御審議くださいますよう、引き続きよろしくお願い致します。以上です。

C委員

まず、川西地区の状況、悩んでいるということを説明させていただきます。今回保留にはなりましたが、今後どうするのか、会長にも川西地区協議会に来てもらい議論しました。問題の一つは許可された農地が、今まで一か所も営農されていないということです。その状況で、申請が出たら地区で議論しますが、地区だけで判断して良いのか、範囲が広いので、地区の範疇を超えているのではないか、山口市全体として考えるべきではないかという意見が出ました。E委員も以前言ってましたが、いったん立ち止まって考えても良いのではなど、各委員でいろいろ意見が出ましたけれども、阿知須の委員としては、今まで審議してきたので立ち止まっても問題ないかもしれないけれども、徳地など他の地区の許可もある現状で、山口市全体としては、3ヘクタールを超えるということは、全体的に考えるべきではないか、申請が出れば、みんなで協議してなんらかの結論を出しますが、どこで止まるのかの判断もあることから、川西地区協議会だけで判断するのではなく、総会で判断すべきではないかという話になり、事務局に状況をまとめていただきました。今日結論を出す必要はないと思いますが、今後の事を考えていただきたいということと、地区でも結論は出しますが、最終的には総会で今後の方針について、結論を出していただきたいということです。他の地区の考えもあるとは思いますが、それは構いませんので、全体的に結論を出す必要があるのではないかというのが、地区の委員として思っているということを説明させていただきました。

会長

私としては･･･が提出された営農計画は不十分だと思います。山口市で事務所を用意したといってもまだ誰もいない。一か所でも二か所でもいいですから、実際こういう形でやるというものを示していただかないと、次から次に着工もしないのに申請されても判断できないのではないかと思います。

A委員

他県の状況がどうなっているのか、早くから取り組んだ農地がどうなっているのか、太陽光を含めた収支などの情報を集めるべきだと思います。正しい情報をなんらかの形で入手

して判断すべきではと思います。

会長

・・・が計画通り実施されれば結構なことだと思いますし、先進事例を研究することも良いとは思いますが、いずれにしても、許可された3ヘクタールを全然手を付けずに、新たな申請をされても、山口市農業委員会としても責任がありますので、新たな許可は難しいと思います。計画どおり実行されたのが確認されて、新たな申請が出れば審議となると思いますが、今の状況では、全部耕作要件が問題になると思います。

今日は全員出席ではありませんが、だいたいの方向性というものを結論として出していただきたいと思います。

A委員

先ほどから申してますが、判断する情報が無さすぎると思います。許可済みの3ヘクタールについて、まったく営農がされていないということは、情報が取れない、無いという状況ということですから、新しい申請について我々が了承するというのは差し控えるべきと思います。私の意見としましては、今の状況で結論を出すのは早すぎる。だから新しい申請が出てきても保留または認めないという形で、つまり今許可の出ている3ヘクタールの状況を見た上で、判断するといいうことしか言えないと思います。

D委員

営農として・・・が3ヘクタールをどうやるのか、状況を見ないと判断できませんので、まず、許可したところの事業計画とか実施状況を見なければ、営農していると認めるわけにはいかないので、当面は不許可になると・・・に説明して、それでも申請してきたら、総会で不許可にするという方針で良いのではないですか。

E委員

私もD委員と同意見で、正しい判断ができるまで、保留または不許可で良いと思います。正直言って、営農として成り立つかどうかは情報不足で確認ができないと思いますので、このままでは許可は難しいという結論になるのはやむを得ないと思います。

事務局

例えば、申請が提出されても、現地の営農状況を確認できない場合は不許可とする。そのうえで、申請が出れば受け付けざるを得ませんし、申請に対する追加の資料が揃っていれば保留ということもできません。基本的には許可か不許可を出す必要があります。ただし、毎月審議する時に、その月の･･･の山口市の営農状況、どれだけ進んでいるのかを確認したうえで、最終的には許可になるタイミングがどこかで出るかもしれませんが、少なくとも一定程度営農できるという見込みが出るまでは当面不許可ですよ、ということであれば、それに従って、毎月の･･･の状況を見てまわるなどして、確認することは可能かなと思いますので、そういう結論でも問題ないのかなと思います。

F委員

提出された営農計画では、収穫ができるまで6年かかるとなっていて、それまでは収入にならないという形で書類を整えられているので反対できないと思います。そして全国で合わせると赤字ではないので問題はないとなりますと、地区協議会では反対することができません。前回、3地区で申請がありましたが、うちの地区で反対したらどうなるのかなというのもありましたが、提出された申請内容では、1地区としては反対する理由がありませんでした。今回、川西地区も同じように地区で判断できないので、総会で何らかの方針を出していただきたいという考えだと思います。

G委員

今回の資料に記載されている、事務局で確認していただいた職員体制等では、営農には不十分ですので、それがきちんとするまでは不許可とし、その後、･･･が事務室等をきちんとされてから判断してはどうでしょうか。

会長

本日の申請については、川西地区協議会の審議の中で、追加資料の提出が無いということで保留となりましたが、来月の総会で審議する時には、すでに許可が出ている3ヘクタール弱の営農の現状を見て、総会で結論を出すということでいいですかね。

事務局

これまで出た意見の中で、3条の全部耕作要件を現時点で確認できないという中で、一

つの考え方として、これから新規が出た時には、営農状況が確認できるまでの間は不許可にするという方向性なのかなと思います。次回の総会で再度審議するのも一つの方法ではあると思いますが、本日川西の委員さんが少ない状況ではありますが、川西地区協議会に本日の状況を報告することも考えますと、今回の総会で方向性を確認していただくのもありかと思います。3ヘクタール弱について、全然営農されていない状況の中で、新規に申請が出たとしても、3条の全部耕作要件の確認が難しいということで、当面不許可にするというのも一つの方向性なのかなと、そのへんの確認を本日すべきではないかと本日の協議を聞いて思いました。そのへんはいかがでしょうか。

会長

参事から話がありましたように、確認をしたいと思います。今の方針で賛成の方の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手多数のようですが、神田委員さん何かありますかね。

E委員

さっき申し上げた意見をまとめたという方向で良いということですよね。

会長

そうです。本日、許可とか不許可にするというとこまで決めるのではなく、申請が出されれば、その時の営農計画や営農状況を見ての判断になると思います。まだ全然耕作されていない状況ですので。

H委員

地区協議会で審議し、総会で反対というのではなく、まず植えてもらったら、次は許可しますよという話だと理解しましました。

C委員

今のままでは不許可という話だと思いますが、川西地区協議会として良いと判断しても、それを総会で反対されることについて、総会が最優先ですから良いと思いますけども、ただ中身がわからない他地区のことを理由に反対するのは地区協では難しいです。私たちが思っていることは、地区だけで考えたら、断る理由はないかもしれないが、全体でまとめ

たらどうなるかわからない、それが総会審議だと思いますけど、地区の話を十分に聞かないと総会の意味が無いと思うんです。なので、皆さんの意見を聞きたいというのが川西の委員の考え方です。結論出すのが難しいかもしれませんが、全体的なことはわかりませんので、地区としてはもうこのへんが限界点かなと思っているのが現状です。しかし、・・・が、2～3名で3ヘクタール以上をやると言われるのであれば、それを拒む権利もないと思いますので、そのへんは向こうがどんなアクションをするのかを見てみたいとは思います。

会長

・・・の営農現状を見ての判断ということで、申請が出た時に全部耕作要件を満たすかどうか、営農計画を良く見たうえで判断するということでよいですかね。

事務局

今までの議論をまとめますと、一つは今営農が一つもされていないので、これがされないことには許可にはならないだろう、おそらく不許可相当と総会でなるだろうということは理解しました。そのうえで、申請書が提出されたら審議せざるを得ませんし、不備が無ければ保留にもできない。なので、不許可にする時に一定程度営農の状況が見えないと不許可になる。一定の条件が見えたら許可になる。この不許可にするか、許可にするかという営農の状況については、その時点その時点で判断していくしかない。二筆なら良いとか、5,000㎡なら良いというような一律の条件ではなく、その時の・・・の山口市での営農状況を確認し、そのうえで営農計画の確認が必要であれば確認し、営農できそうなら許可しましょう。まだ営農が駄目そうなら不許可にしましょうという方向性で良いですか。

会長

そうですね。今事務局から説明があった、その時々で判断するという方向性で良いと思います。

事務局

ありがとうございました。

会長

長時間にわたりまして、申し訳ありませんでしたが、ご審議ありがとうございました。それ

では、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年12月13日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会　　長　安田敏男

署名委員　重國　誠司

署名委員　中川　惠美子

記 録 者　多田　厚